

「神話の國出雲さんさん倶楽部」運営規約

制定：平成 24 年 4 月 1 日

改定：平成 24 年 6 月 1 日

平成 26 年 2 月 5 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 10 月 1 日

平成 29 年 7 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

(本会の目的)

第 1 条 神話の國出雲さんさん倶楽部（以下「倶楽部」という。）は、会員が居住する家屋等に設置された太陽光発電設備を用いて電力を自己消費したことにより、二酸化炭素排出量の削減に寄与した「環境価値」を出雲市に寄附し、出雲市が国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（経済産業省・環境省・農林水産省、平成 25 年 4 月 17 日施行）に定める J-クレジット制度認証委員会から J-クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等に活用することを通じて、環境にやさしい街づくりに資することを目的とする。

(管理及び運営)

第 2 条 倶楽部の管理及び運営は、出雲市長が行う。

(業務の委託等)

第 3 条 第 1 条に規定する目的のために、会員は次の第 1 号に掲げる業務を行い、出雲市長は次の第 2 号から第 5 号までに掲げる業務を行うものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システムの設置による温室効果ガス排出量の削減
- (2) J-クレジット制度認証委員会への排出削減事業計画（以下「削減事業計画」という。）の申請に係る業務
- (3) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び J-クレジット制度認証申請に係る業務
- (4) 認証された J-クレジットの換価に関する業務
- (5) 地球環境の保全等に寄与する事業等への活用に係る業務

(業務の報告等)

第 4 条 会員は、削減事業計画に基づく前条第 1 号に掲げる業務について、出雲市長が求めた場合には、当該年度の実績について「神話の國出雲さんさん倶楽部実績報告書」（様式第 1 号）に必要書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項の規定により報告された内容は、審査機関による確認を随時に受けるものとする。
- 3 出雲市長は、会員に対して、削減事業計画に基づく前条第 2 号から第 5 号までに掲げる業務について、随時に報告を行うものとする。
- 4 前項の規定による報告は、会員が届け出た住所、メールアドレス等に報告書を送付し、又は送信することにより行うものとする。

(入会資格)

第5条 倶楽部の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 出雲市内に存する住居において削減事業計画に定める基準を満たす住宅用太陽光発電システムを設置していること。
- (2) 発電量等が表示できるエネルギー表示器を設置し、発電実績の報告に協力すること。
- (3) 住宅用太陽光発電システム以外の逆潮流する自家発電システム、蓄電池の設置をしていないこと。
- (4) 国が運営委託する排出削減事業等、他の環境価値を認証する制度に加入していないこと。

(入会申込)

第6条 倶楽部に入会しようとする者(以下「申請者」という。)は、「神話の國出雲さんさん倶楽部入会申込書」(様式第2号)に住宅用太陽光発電導入支援に係る国の補助事業者が交付する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金、出雲市が交付する住宅用太陽光発電システム設置費補助金又は太陽光発電設備等導入補助金の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写しを添えて、出雲市長に提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、いつでも倶楽部を退会することができる。この場合において、会員は、出雲市長に「神話の國出雲さんさん倶楽部退会届」(様式第3号)を提出するものとする。

2 倶楽部は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第5条の入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第8条 倶楽部の年会費は、無料とする。

(会の存続期間)

第9条 倶楽部の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である令和13年3月31日までとする。ただし、同制度の実施期間が変更される場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第10条 会員から得られた個人情報は、倶楽部の業務遂行のためにのみ利用する。

(事務局)

第11条 倶楽部の事務局を出雲市経済環境部産業政策課に置く。

附 則

(経過措置)

- 1 平成26年2月5日の規約改正前の「神話の國出雲さんさん倶楽部入会申込書」(様式第2号)について、申込書内の「国内クレジット」の文言は「J-クレジット」と読み替えるものとする。